



令和5年度 教育委員会 第13回定例会 議案

1 日 時 令和5年10月6日(金) 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 報告事項

(3) 閉 会

静岡県教育委員会

第13回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P 1
<非> 報告 事項 1	文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）	非

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 5 年度第 2 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 5 年 9 月 29 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 5 年 7 月 19 日から 8 月 29 日までに実施した教育委員会事務局と県立学校等 24 所属の定期監査の報告で、教育委員会については、1 件の注意及び 5 件の意見が付された。

(1) 定期監査

<注意 1 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
特別支援教育課	件名	県立特別支援学校教諭の不適切な任用
	内容	教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和 4 年 10 月 17 日から令和 5 年 8 月 8 日までの任用は無効であった。

<意見 5 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
教育総務課	件名	障害者雇用の推進
	内容	教育委員会では、平成 30 年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和 6 年度までに法定雇用率を達成するロードマップを 3 年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。 法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和 4 年 6 月 2 日以降の 1 年間に新たに実人員で 26 人の障害者を雇用していますが、6 年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。 全国の法定雇用率を上回っている都道府県は 26 県（令和 4 年 6 月 1 日現在）で、前年度から 3 県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和 6 年度までに法定雇用率を達成す

		るよう、上記雇用計画の推進に努めてください。
教育総務課	件名	不祥事根絶に向けた取組
	内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われまます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p>
高校教育課	件名	公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上
	内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少に</p>

	<p>より学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成28年度21,890人（64.7%）から令和5年度18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は11,951人から11,944人とほぼ変わっていません。公立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンリーワン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を長期的視点で高めるような取組に努めてください。</p>
健康体育課	<p>件名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>内容 教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の2つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和4年度は40件と3年度(33件)から</p>

	<p>7件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和4年度は12市町に対し64人の部活動指導員の配置を補助しており、3年度(11市町、52人)から1市町12人増えていることを確認しました。</p> <p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p>
健康体育課	<p>件名 夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し</p>
	<p>内容 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和31年法律第157号)の規定に基づき、夜間において授業を行う課程(以下「夜間課程」という。)を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています(令和4年度の経費総額は29,850千円余)。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後も上がっていくことが想定されま</p>

	<p>す。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。</p>
--	---

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和5年12月27日までに監査委員へ報告する。

監査第 37 号 - 2
令和 5 年 9 月 29 日

静岡県教育委員会教育長
池上重弘様

静岡県監査委員 森 裕

静岡県監査委員 渡邊芳文

静岡県監査委員 竹内良訓

静岡県監査委員 四本康久

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 19 日から令和 5 年 8 月 29 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和5年7月19日から8月29日までに実施した本庁及び出先機関に係る監査である。

本庁及び出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【本庁】

(1) 教育委員会事務局〔教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課、新図書館整備課〕

ア 監査実施日 令和5年8月1日

イ 監査結果

- | | | |
|----------|----|--|
| (7) 行政監査 | 注意 | 県立特別支援学校教諭の不適切な任用（特別支援教育課） |
| | 意見 | ①障害者雇用の推進（教育総務課） |
| | | ②不祥事根絶に向けた取組（教育総務課） |
| | | ③公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上（高校教育課） |
| | | ④運動部活動の効率的・効果的な実施（健康体育課） |
| | | ⑤夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し（健康体育課） |

2 監査結果がない機関

【出先機関】

- (1) 焼津青少年の家（監査実施日 令和5年7月20日）
- (2) 観音山少年自然の家（監査実施日 令和5年7月20日）
- (3) 田方農業高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (4) 三島南高等学校（監査実施日 令和5年8月29日）
- (5) 三島北高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (6) 沼津東高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (7) 沼津工業高等学校（監査実施日 令和5年7月19日）
- (8) 吉原高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (9) 富士高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (10) 清水東高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）

- (11) 清水南高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (12) 焼津水産高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (13) 掛川東高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (14) 掛川西高等学校（監査実施日 令和5年8月29日）
- (15) 袋井商業高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (16) 磐田農業高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (17) 浜松湖東高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (18) 浜松江之島高等学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (19) 静岡視覚特別支援学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (20) 沼津聴覚特別支援学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (21) 浜松聴覚特別支援学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (22) 沼津特別支援学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (23) 西部特別支援学校（監査実施日 令和5年7月20日）
- (24) 清水南高等学校中等部（監査実施日 令和5年7月20日）

(別表) 監査結果の概要

【本庁】

監査箇所	区分	概要	
		件名	内容
教育委員会事務局特別支援教育課	注意	件名	県立特別支援学校教諭の不適切な任用
		内容	教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和4年10月17日から令和5年8月8日までの任用は無効であった。
教育委員会事務局教育総務課	意見	件名	障害者雇用の推進
		内容	<p>教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和6年度までに法定雇用率を達成するロードマップを3年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和4年6月2日以降の1年間に新たに実人員で26人の障害者を雇用していますが、6年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。</p> <p>全国の法定雇用率を上回っている都道府県は26県（令和4年6月1日現在）で、前年度から3県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、上記雇用計画の推進に努めてください。</p>

教育委員会事務局 教育総務課	意見	件名	不祥事根絶に向けた取組
		内容	<p>教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p>
教育委員会事務局 高校教育課	意見	件名	公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上
		内容	<p>静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したとこ</p>

		<p>ろ、公私立高等学校協議会において、平成 15 年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね 3 分の 2 (66.7%) 程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成 28 年度 21,890 人 (64.7%) から令和 5 年度 18,930 人 (61.3%) と上限比率 (66.7%) からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は 11,951 人から 11,944 人とほぼ変わっていません。公私立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から 20 年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンライン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を長期的視点で高めるような取組に努めてください。</p>
<p>教育委員会事務局健康体育課</p>	<p>意見</p>	<p>件名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>内容</p> <p>教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」）と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の 2 つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和 4 年度は 40 件と 3 年度 (33 件) から 7 件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和 4 年度は 12 市町に対し 64 人の部活動指導員の配置を補助しており、3 年度 (11 市町、52 人) から 1 市町 12 人増えていることを確認しました。</p>

			<p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p>
教育委員会事務局健康体育課	意見	件名	夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し
		内容	<p>夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）の規定に基づき、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています（令和4年度の経費総額は29,850千円余）。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後も上がっていくことが想定されます。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点</p>

			から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。
--	--	--	---

(件名)

文部科学省「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）

(義務教育課)
(高校教育課)
(特別支援教育課)

【概要】

10月16日（月）に公表される文部科学省「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果における本県の主な内容について報告する。

【調査対象期間】

令和 4 年度（令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月まで）

【調査対象】

国公立小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市町村教育委員会

【県内の公立学校数及び児童生徒数（政令市を含む）】

校種\項目	学校数	児童生徒数
小学校	492校	180,451人
中学校	258校	97,226人
高等学校	95校	58,669人
特別支援学校	38校	4,945人

1 暴力行為の状況

暴力行為の発生件数（※暴力行為：対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計）

校種\項目	発生件数	前年度	1000人あたりの発生件数 (前年度比)	前年度
小学校	3,608件 (+1,250件)	2,358件	20.0件 (+7.0件)	13.0件
中学校	1,472件 (+263件)	1,209件	15.1件 (+2.0件)	13.1件
高等学校	55件 (-1件)	56件	0.9件 (+0.0件)	0.9件

項目ごとの発生件数

校種\項目	対教師暴力 (前年度比)	生徒間暴力 (前年度比)	対人暴力 (前年度比)	器物損壊 (前年度比)
小学校	456件 (+101件)	2,674件 (+977件)	18件 (+6件)	460件 (+166件)
中学校	87件 (-110件)	1,103件 (+268件)	26件 (+14件)	256件 (+91件)
高等学校	5件 (+1件)	42件 (+14件)	0件 (-1件)	8件 (-15件)

【小・中学校】

- ・ 小学校における暴力行為は昨年度調査より1,250件増加しており、その内訳は、対教師暴力が101件増、生徒間暴力が977件増、対人暴力が6件増、器物損壊が166件増であった。暴力行為の発生件数に占める割合は、生徒間暴力が74.1%と最も高かった。
- ・ 中学校における暴力行為は昨年度調査より263件増加しており、その内訳は、対教師暴力が110件減、生徒間暴力が268件増、対人暴力が14件増、器物損壊が91件増であった。暴力行為の発生件数に占める割合は、生徒間暴力が74.9%と最も高かった。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、学校行事やグループ活動等が減少したことにより、人との関わり方を学ぶ機会が減った。それにより、言葉で表現できず暴力的な行動につながってしまったと考えられる。子供同士が関わる活動を大切にすることにより、ソーシャルスキルを養っていく必要がある。
- ・暴力行為を見逃さないという教職員の姿勢により、暴力行為発生件数の増加につながったと考える。発達支持的生徒指導と課題未然防止教育を大切に、組織として対応していくことを今後も継続していきたい。

【高等学校】

- ・暴力行為は昨年度より1件減少。内訳は、生徒間暴力が14件増、器物破損が15件減であった。
- ・暴力行為は、令和4年度は1年生と2年生で多く見られた。生徒間暴力の発生件数は、昨年度と比較して増加した。1年生への初期指導とともに、学年が進む中で生徒間及び教職員との信頼関係を深め、安心して学校生活を送ることができるような丁寧な指導が大切であると考えられる。

2 いじめの状況

いじめの認知件数及び解消率

校種\項目	認知件数 (前年度比)	前年度	解消率 (前年度比)	前年度
小学校	17,816件 (+2,798件)	15,018件	65.1% (-0.4P)	65.5%
中学校	5,263件 (+364件)	4,899件	62.7% (-1.1P)	63.8%
高等学校	41件 (+8件)	33件	90.2% (+5.4P)	84.8%
特別支援学校	59件 (+48件)	11件	98.3% (-1.7P)	100.0%

いじめ発見のきっかけ（小・中・高・特支で共通して割合の高いもの）

校種\項目	アンケート調査など 学校の取組によって 発見	本人からの訴え	当該児童生徒（本人） の保護者からの訴え
小学校	48.5%	17.4%	15.1%
中学校	27.8%	28.6%	14.8%
高等学校	29.3%	39.0%	7.3%
特別支援学校	74.6%	6.8%	1.7%

いじめの認知件数（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	認知件数	1,000人あたりの認知件数	前年度差
静岡県	23,314件	62.2件	+9.4件
全国	681,948件	53.3件	+5.6件

いじめの解消率（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	解消率	前年度差
静岡県	64.9%	-0.4%
全国	77.1%	-3.0%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」（小・中・高・特支の合計）
※国公立を含むデータで比較

	発生件数	法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」発生件数	法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」発生件数	1,000人当たりの「重大事態」発生件数
静岡県	19件	10件	12件	0.05件
全国	923件	448件	617件	0.07件

<いじめに関する留意点>

○文部科学省の見解等

- ・文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。
（『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて』より）
- ・いじめ解消の定義
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
（『平成25年「いじめの防止等のための基本的な方針」』より）
- ・文部科学省は「いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる」「いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することになるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない」との見解を示している。

○本県の対応

本県では、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づき、「いじめはどの学校にも、誰にでも起こり得るもの」と捉え、いじめを見逃すことなく組織として認知し、早期に対応するよう各学校に指導している。今後も、認知したいじめの解消に向けた適切な指導・支援を継続するとともに、すべての児童生徒が安心して生活することができる学校づくり、いじめを起こさない、いじめを許さない集団づくり等の未然防止に向けての取組も推進していく。

【小・中学校】

- ・令和3年度調査と比較して、いじめの認知件数は、小学校が2,798件増、中学校では364件増と、小・中学校ともに増加した。各種研修会などにおいていじめの認知について繰り返し丁寧に伝えたり、県への報告の際にいじめが疑われる事例について丁寧に確認したりしたことで、法に基づいていじめを認知する力が一層高まっていると考える。重大な事態に至ることのないよう、これまで以上に児童生徒に目を配り、該当する行為をいじめとして認知し、適切な初期対応を組織的に行うよう周知していく。
- ・いじめの解消率は、小学校が65.1%（前年度比-0.4P）、中学校が62.7%（前年度比-1.1P）と減少した。表面的な謝罪をもっていじめの解決と安易に判断していないこと、一定の解決が図られた後にも関係児童生徒の人間関係を注意深く見守り、解消か否かを慎重に見極めること等、法によるいじめ解消の定義が各学校に浸透してきていることが考えられる。引き続き、法によるいじめ解消の定義を十分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った丁寧な対応を行うよう周知していく。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った割合は、小学校が94.5%（前年度比+8.3P）、中学校が91.9%（前年度比+9.9P）と増加した。今後も、職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図ったり、いじめの問題に関する校内研修を実施したりすることにより、教職員が共通理解のもと、いじめの未然防止や適切な対応が行えるよう各市町教育委員会へ働き掛けていく。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、生徒指導担当者連絡会議等を通じて、適切な対応を依頼する。

【高等学校】

- ・認知した学校数は9校増、発生件数は8件増と、学校数、発生件数ともに増加した。各学校においては、定期的にアンケートや面談を実施するなど、いじめの見逃しを防ぐ取組を進めている。また、協働的な学びにより、生徒相互が受容と共感に基づく他者理解を深める場面の増加や、不安定になりがちな生徒へのきめ細やかな配慮や指導など、各学校では生徒の実態に応じた指導に取り組んでいる。
- ・いじめの解消率は90.2%となり、昨年度の84.8%よりも増加した。生徒指導主事研修会等において、いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応への各学校の意識を高め、いじめの早期対応に取り組んでいる。
- ・いじめ発見のきっかけは、アンケート調査及び本人からの訴えによるものが多い。定期的な調査や学級担任への相談など、各学校での細やかな指導により、いじめを訴えやすい環境作りを進めている。引き続き、いじめが疑われたり生徒からの訴えがあったりした場合には、些細なトラブルであっても法に基づきいじめ防止対策委員会を開催して認知を検討することの徹底を、生徒指導地区研究協議会等で呼び掛けていく。

【特別支援学校】

- ・令和4年度はいじめ認知件数は59件であり、前年度より48件の増加となった。今年度はアンケート調査などや学級担任の発見、本人からの訴えによる認知等に増加が見られた。生徒指導主事への理解啓発により早期発見への教職員の意識が高まっていることと、アンケート前にいじめの定義を事前に児童生徒に分かりやすく伝える等の積極的に認知する取組をしたことが要因として考えられる。
- ・生徒指導連絡協議会を実施し、生徒指導主事に国や県の基本方針を周知し、いじめ対応や予防への理解を深めた。各校においても、令和4年度はいじめの問題に関する校内研修を実施した学校が、22校となり前年度より11校増加した。その結果、一旦、教師がいじめとしてとらえ、丁寧に確認し訴えの背後の児童生徒の願いや困り感を聞き取り、解決に向けて取り組むという基本的な対応の理解が広がってきている。
- ・年度内の解消率は98.3%であった。学年・学部の教職員が役割分担をして対応したり、外部の関係機関に相談したり、学校内外で連携して解決に向かう意識が高まっていると考える。
引き続き、被害・加害両方の児童生徒に寄り添い、教職員が共に解決策を考えるよう努めていく。

3 長期欠席（不登校等）の状況

不登校児童生徒数（※当該年度中に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）

校種・課程\項目	不登校児童生徒数 (前年度比)	前年度	不登校児童生徒の割合 (前年度比)	前年度
小学校	3,321人 (+679人)	2,642人	1.84% (+0.38P)	1.46%
中学校	6,126人 (+738人)	5,388人	6.30% (+0.44P)	5.86%
高等学校	全日制 549人 (+33人)	516人	1.00% (+0.10P)	0.90%
	定時制 587人 (+19人)	568人	23.71% (+2.06P)	21.65%

全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合 ※国公立を含むデータ

区別\校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)
全国	1.7%	6.0%	公表値をもとに記入	公表値をもとに記入

<不登校に関する留意点>

○ 文部科学省の見解等

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

（『義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』より）

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていることであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。

（『学習指導要領 総則 第3章 第4節 2（3）不登校児童（生徒）への配慮』より）

児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、不登校の要因や背景は、年々複雑化・多様化している。また、不登校児童生徒の抱える事情も個々に異なり、本人・学校・家庭に係る様々な要因が関連していることが考えられるため、増減の要因を容易に特定することはできない。

【小・中学校】

- ・ 小・中学校ともに、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多となった。小学校においては679人増加し、中学校においては738人増加した。新型コロナウイルス感染症による長期にわたる不安、ストレス、コミュニケーションの制限等が考えられる一方、多様性が求められている実態もあり、全ての学年において不登校児童生徒数が増加していると考えられる。
- ・ 新規不登校児童生徒数は、小学校では学年が上になるほど多く、中学校では学年が下になるほど多かった。中学校1年生が最も多く、1,226人の新規不登校が見られた。
- ・ 中学校において、不登校者数に占める長期欠席者の割合が、「90日以上欠席している者」が63.7%、「出席日数が10日以下の者」が14.4%、「出席日数が0日の者」が3.6%と、高い値を示した。
- ・ 不登校児童生徒の割合が高いのは、児童生徒の抱える様々な課題を鑑み、病欠児童生徒ではなく、不登校児童生徒として捉えて丁寧に対応している表れであると考えられる。

- ・教育機会確保法の理念から、登校だけを目的とせず、児童生徒一人一人に適した学びの場を考えていきたい。市町の教育支援センターや、フリースクール等の民間施設・団体等、学校内外につなげていきたい。そのために、不登校児童生徒の社会的自立を目指し、多様な学びの場を提供できるよう、関係機関との連携について研究を進め、誰一人取り残さない教育の実現を目指していく。

【高等学校】

- ・昨年度に比べて全日制で33人の増加、定時制では19人の増加で、全体的に増加傾向である。全日制では1年生が特に多く、昨年度と同様に高い水準で推移している。主たる要因としていじめを除く友人関係をめぐる問題や入学・進級時の不適応が高い割合を示していることから、初期指導や人間関係づくりに関するプログラムの重要性がうかがえる。また、学業の不振や進路に係る不安を主たる要因とする者も多いため、個々に応じた丁寧な学習指導、進路指導も求められている。定時制においては、主たる要因として本人に係る状況が342人であり、全体の58%を占めている。生活習慣及び学びへの意欲の向上など、学校や学習への関心を高めるための環境整備が急務である。
- ・不登校の要因や背景は、生徒を取り巻く環境の複雑化に伴い多様化している。引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用による心や家庭環境の問題の解決、訪問相談やオンラインでの相談など、多様な相談機会を設定することにより、不登校生徒の支援を継続する。また、学校や教室が生徒にとって安全・安心な場となるように、教育活動全般を通して支持していくとともに、単位制定時制の学校への「居場所カフェ」の設置など、コミュニケーションの機会と校内での安心な居場所を設けることにより登校の継続維持を促し、不登校の未然防止に努める。

4 高等学校の中途退学者

高等学校の中途退学者数

校種・課程\項目		中途退学者数 (前年度比)	前年度	中途退学率 (前年度比)	前年度
高等学校	全日制	417人 (-67人)	484人	0.76% (-0.08P)	0.84%
	定時制	231人 (+39人)	192人	9.33% (+2.01P)	7.32%
	通信制	37人 (-1人)	38人	2.79% (-0.07P)	2.86%

【高等学校】

- ・公立高等学校全体では中途退学者数は減少したが、中途退学率は、昨年度の1.16%から1.17%に増加した。
- ・全日制では、中途退学者数・退学率ともに昨年度は増加したが、今年度は減少した。定時制では、令和元年度から3年度にかけ減少していたが、今年度は中途退学者数・退学率ともに増加した。特に単位制定時制の中途退学者数が増加した。
- ・全日制の中途退学者は、学校生活・学業不適応と別の学校への入学希望を理由とする者が多数を占めており、「進路変更」を理由とする者が50%を超えている。高校進学時に適切な学校選択ができていない生徒や、入学後の学習内容への関心の低下や学習の遅れにより、主体的に学ぶ意欲を持つことが難しい生徒が増加していることが考えられる。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣事業、総合教育センターによる相談事業等により、引き続き中途退学者の減少につなげていく。

5 調査結果を踏まえた対応

(1) 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応

- ・各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「居場所づくり・絆づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
- ・市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。

(2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。

(3) 児童生徒の好ましい人間関係の構築

- ・小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。効果をより高められるよう、令和8年度完成を目指し、改訂作業を行う。
- ・高校入学時の初期指導においても、人間関係づくりの活動を丁寧に行うとともに、協働的な活動における自己表現と相互承認を通して集団の心理的安全性を高め、面接などで生徒の悩みや不安解消を図る体制づくりを進める。

(4) 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

- ・児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。

(5) 教育相談体制の充実、適切な初期対応

- ・心理及び福祉の視点から、児童生徒一人ひとりへの適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進める。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間を増加し、学校のニーズに応える。（スクールソーシャルワーカーについては特別支援教育課を除く）

(6) スクールロイヤーの活用

- ・法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつつ、学校における適切な対応を推進する。
- ・各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした会議及び公立全小中学校生徒指導担当教諭を対象に、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。また、児童生徒を対象としたいじめ予防に関する授業の推進を支援する。（義務教育課）
- ・スクールロイヤーを活用した、生徒対象のいじめ予防に関する授業及び生徒指導主事地区別研究協議会における研修や協議などを通して、引き続き、生徒・教職員の人権意識の醸成を図っていく。（高校教育課）

(7) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センターの利用、自宅におけるICT等を活用した学習支援、フリースクール等の民間施設・団体との連携など、一人一人の状況に応じた支援を行う。

(8) 中・長期的な視点による支援

- ・「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。

(9) 教職員の多忙化解消

- ・困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。

(10) 児童生徒の問題行動等の調査（県調査）の活用（義務教育課）

- ・毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査（県調査）」の結果を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会を通じて学校に発信する。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県（政令市を含む）の公立小・中学校の実態

（義務教育課）

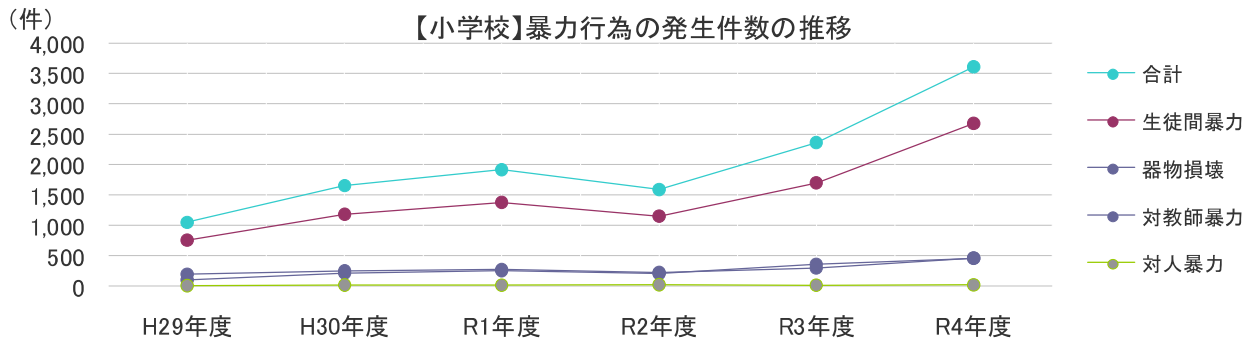
県内の公立学校数及び児童生徒数（政令市を含む）

校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	492校	180,451人
中学校	258校	97,226人

1 暴力行為の状況

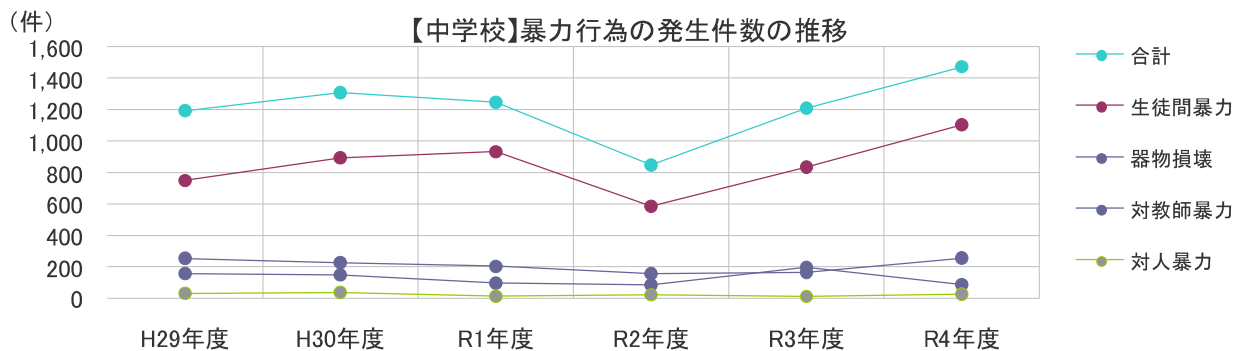
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7	355	15.1	456	12.6
生徒間暴力	753	71.7	1,179	71.4	1,379	72.1	1,149	72.2	1,697	72.0	2,674	74.1
対人暴力	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2	12	0.5	18	0.5
器物損壊	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9	294	12.5	460	12.7
合計	1,050		1,652		1,913		1,591		2,358		3,608	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0	197	16.3	87	5.9
生徒間暴力	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0	835	69.1	1,103	74.9
対人暴力	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6	12	1.0	26	1.8
器物損壊	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4	165	13.6	256	17.4
合計	1,193		1,307		1,246		848		1,209		1,472	



義 1

2 いじめの状況

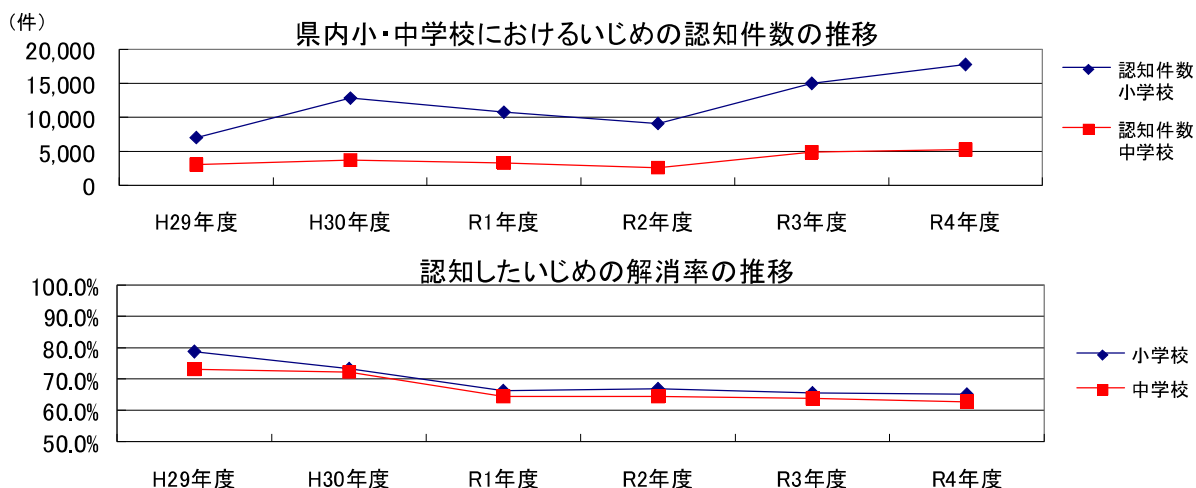
(1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知件数	小学校	7,029	12,835	10,766	9,092	15,018	17,816
	中学校	3,052	3,722	3,295	2,617	4,899	5,263
	計	10,081	16,557	14,061	11,709	19,917	23,079
解消率	小学校	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%	65.5%	65.1%
	中学校	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%	63.8%	62.7%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	小学校				中学校			
	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
解消している	7,139	6,080	9,842	11,607	2,123	1,687	3,128	3,301
解消に向けて取組中	3,612	3,008	5,158	6,080	1,153	918	1,767	1,941
その他	15	4	18	129	19	12	4	21

(3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	2,573	3,150	2,835	2,634	2,224	1,602	2,467	1,725	707
R4年度	3,046	3,334	3,334	3,293	2,767	2,042	2,676	1,717	870



義2

(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	小学校		中学校	
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度
学級担任が発見	1,068	1,537	518	518
学級担任以外の教職員が発見	284	456	392	485
養護教諭が発見	32	30	33	38
スクールカウンセラー等の相談員が発見	4	13	15	20
アンケート調査など学校の取組により発見	7,986	8,644	1,301	1,463
本人からの訴え	2,610	3,094	1,457	1,505
本人の保護者からの訴え	2,020	2,692	709	777
他の児童生徒からの情報	689	897	339	331
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	290	394	101	99
地域の住民からの情報	12	17	6	8
学校以外の関係機関からの情報	15	17	21	12
その他	8	25	7	7
計	15,018	17,816	4,899	5,263

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校	
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	7,556	8,714	2,914	3,106
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,463	1,601	417	411
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	4,154	5,225	735	700
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	1,194	1,633	341	457
金品をたかられる	97	127	21	36
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	825	944	202	273
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1,249	1,273	287	343
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	251	216	468	516
その他	1,142	1,251	253	284
計	17,931	20,984	5,638	6,126

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	480	97.4%	485	98.6%	254	97.3%	254	98.4%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	320	64.9%	371	75.4%	163	62.5%	181	70.2%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	469	95.1%	468	95.1%	246	94.3%	245	95.0%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	246	49.9%	230	46.7%	158	60.5%	146	56.6%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	433	87.8%	436	88.6%	235	90.0%	241	93.4%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	371	75.3%	357	72.6%	207	79.3%	214	82.9%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	426	86.4%	448	91.1%	229	87.7%	242	93.8%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	79	16.0%	85	17.3%	57	21.8%	44	17.1%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	104	21.1%	127	25.8%	82	31.4%	85	32.9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	321	65.1%	308	62.6%	205	78.5%	210	81.4%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	425	86.2%	465	94.5%	214	82.0%	237	91.9%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	493	100.0%	492	100.0%	261	100.0%	258	100.0%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
アンケート調査の実施	493	100.0%	492	100.0%	261	100.0%	257	99.6%
個別面談の実施	413	83.8%	382	77.6%	239	91.6%	232	89.9%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	223	45.2%	204	41.5%	239	91.6%	236	91.5%
家庭訪問	150	30.4%	131	26.6%	120	46.0%	121	46.9%
その他	23	4.7%	19	3.9%	13	5.0%	12	4.7%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
小学校	1,435	1,706	1,981	2,056	2,642	3,321
県割合	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%	1.46%	1.84%
国割合	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%	1.30%	1.70%
中学校	3,612	3,984	4,300	4,321	5,388	6,126
県割合	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%	5.86%	6.30%
国割合	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%	5.00%	5.98%
計	5,047	5,690	6,281	6,377	8,030	9,447

※不登校に関する留意点

・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。
 ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。
 （「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

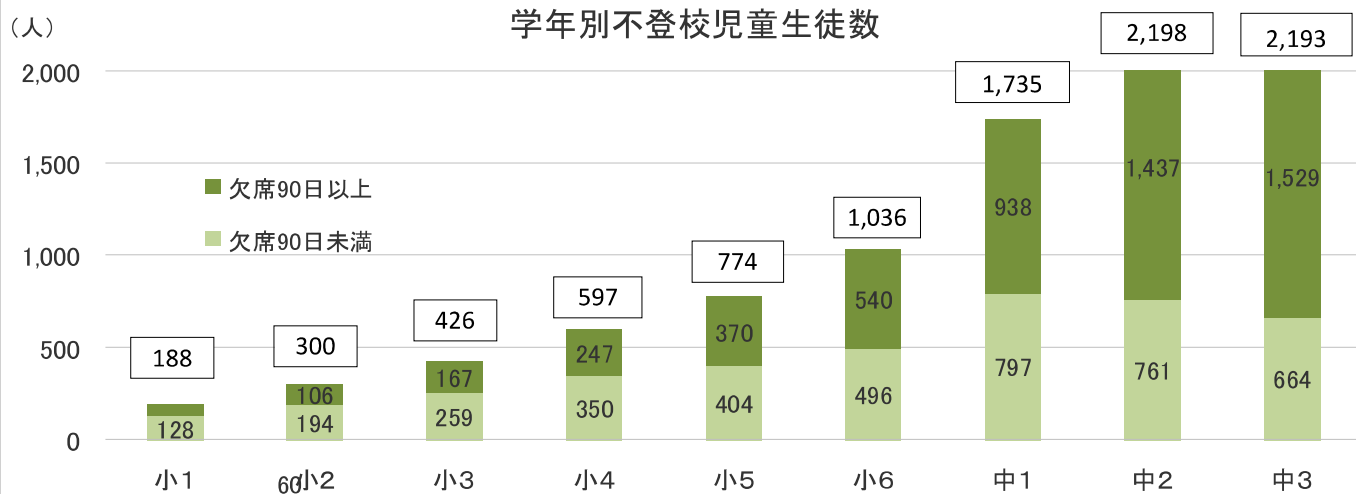
(2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R3年度	135	237(171)	335(216)	454(241)	668(348)	813(413)	1,503(1,094)	1,908(865)	1,977(571)
R4年度	188	300(196)	426(263)	597(331)	774(406)	1,036(462)	1,735(1,226)	2,198(855)	2,193(618)

(3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数							合計	
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下	うち、出席日数が0日の者				
小学校	180,451	414	2	3,321	1,490	254	79	446	892	5,075
中学校	97,226	759	1	6,126	3,904	880	220	156	318	7,360
計	277,677	1,173	3	9,447	5,394	1,134	299	602	1,210	12,435



(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R3年度		R4年度		R3年度		R4年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	508	19.2%	677	20.4%	1,181	21.9%	1,342	21.9%
指導中の児童生徒	2,134	80.8%	2,644	79.6%	4,207	78.1%	4,784	78.1%
計	2,642		3,321		5,388		6,126	

(5) 不登校の要因

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし		
		いじめ	問題 人 関係	いじめ を めぐる 友 を めぐる 問題	教職員 との 関係	学業の 不振	進路に 係る 不安	応 活動 等への 不適	ク ラ ブ 活 動 ' 不 適	を め ぐる 問題	学 校 の き まり 等	適 学 進 級 編 入 の 不	入 学 ' 転 編 入 の 急 激 な 変 化 環 境	家 庭 の 生 活 環 境		親 子 の 関 わり 方	家 庭 内 の 不 和
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	9	184	53	137	10	0	21	72	94	350	53	254	1,808	276		
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	19	182	53	314	6	0	33	68	102	477	105	289	405			
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	12	775	64	496	58	39	40	294	276	444	174	390	2,748	316		
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	15	422	59	650	109	54	39	220	125	455	156	401	801			

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
 静岡県（政令市を含む）の公立高等学校の実態

（高校教育課）

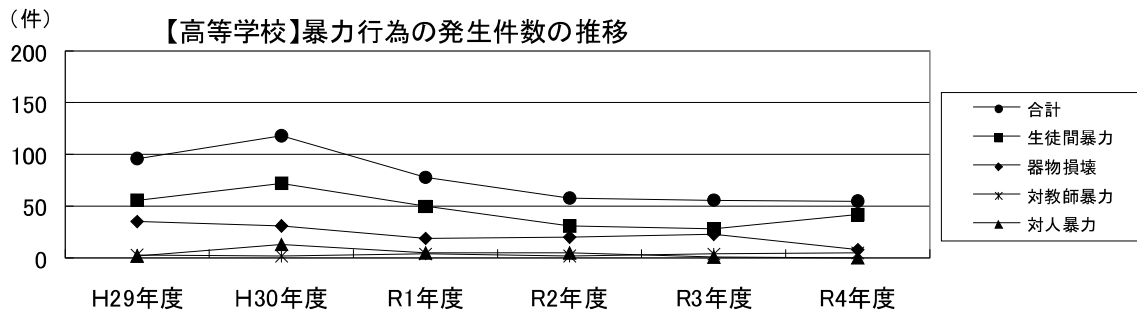
県内の公立学校数及び生徒数（政令市を含む）

種別	学校数	生徒数
全日制	93校	54,869人
定時制	20校	2,476人
通信制	1校	1,324人

1 暴力行為の状況

(1) 高等学校、発生件数の推移

形態	H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	3	3.1	2	1.7	4	5.1	2	3.4	4	7.1	5	9.1
生徒間暴力	56	58.3	72	61.0	50	64.1	31	53.4	28	50.0	42	76.4
対人暴力	2	2.1	13	11.0	5	6.4	5	8.6	1	1.8	0	0.0
器物損壊	35	36.5	31	26.3	19	24.4	20	34.5	23	41.1	8	14.5
合計	96		118		78		58		56		55	



2 いじめの状況

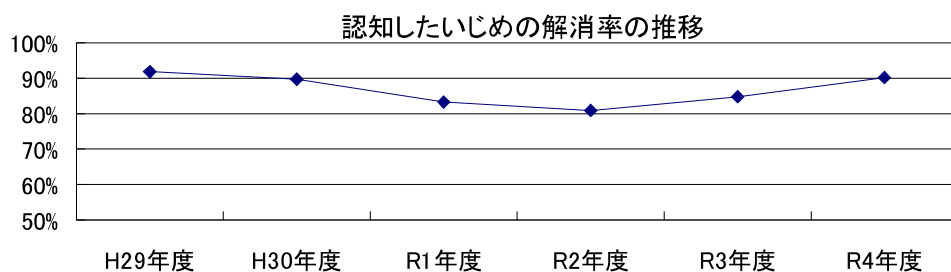
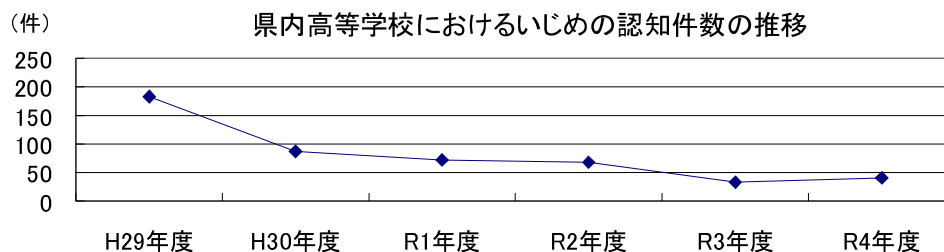
(1) いじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知件数	183	87	72	68	33	41
解消率	91.8%	89.7%	83.3%	80.9%	84.8%	90.2%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

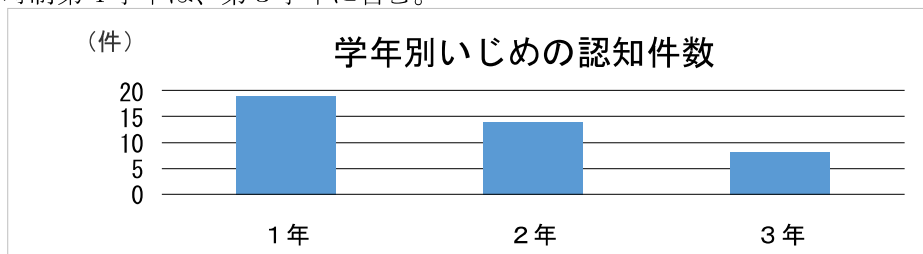
(2) 指導後のいじめの状況 (件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
解消している	60	55	28	37
解消に向けて取組中	10	11	3	4
その他	2	2	2	0

(3) 学年別いじめの認知件数 (件)

学年	1年	2年	3年
R3年度	15	10	8
R4年度	19	14	8

※ 定時制第4学年は、第3学年に含む。



(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	R3年度	R4年度
学級担任が発見	0	2
学級担任以外の教職員が発見	0	3
養護教諭が発見	0	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	12	12
本人からの訴え	12	16
本人の保護者からの訴え	5	3
他の児童生徒からの情報	4	4
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	33	41

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	R3年度	R4年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	22	31
仲間はずれ、集団による無視をされる	4	3
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたかれる等	5	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	2	1
金品をたかられる	0	0
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	1	4
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1	3
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	9	7
その他	0	0
計	44	54

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	80	70%	78	68%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	20	17%	31	27%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	36	31%	33	29%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした。	45	39%	40	35%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	101	88%	93	82%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	78	68%	71	62%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	73	63%	79	69%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	9	8%	12	11%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	10	9%	10	9%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	67	58%	67	59%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	54	47%	88	77%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	115	100%	114	100%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
アンケート調査の実施	113	98%	114	100%
個別面談の実施	75	65%	62	54%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	18	16%	12	11%
家庭訪問	11	10%	5	4%
その他	2	2%	0	0%

3 長期欠席（不登校等）の状況

(1) 高等学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

区分		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
人数	全日制	477	504	469	421	516	549
	定時制	442	688	431	622	568	587
割合	全日制	0.74	0.79	0.74	0.70	0.90	1.00
	定時制	14.96	23.64	14.95	21.53	21.65	23.71
国割合	全日制	1.1	1.2	1.2	1.1	1.3	
	定時制	15.8	16.3	15.7	14.5	16.9	

※ 学年制5.04%、単位制34.55%

(2) 学年別不登校生徒数

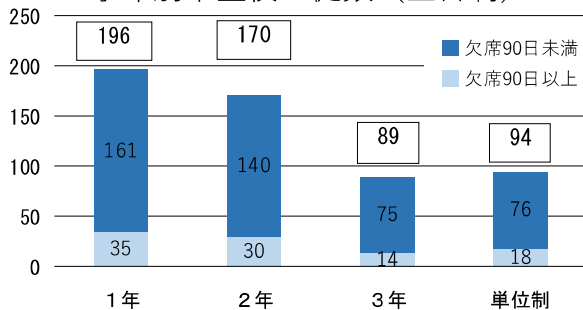
(全日制) ※表内の数は人数 () 内は新規不登校者数

学年	1年	2年	3年	単位制	合計
R3年度	195(192)	158(146)	95(79)	68(63)	516(480)
R4年度	196(192)	170(147)	89(69)	94(90)	549(498)

(定時制)

学年	1年	2年	3年	4年	単位制	合計
R3年度	13(10)	21(19)	19(17)	7(7)	508(201)	568(254)
R4年度	10(10)	10(9)	18(13)	9(4)	540(258)	587(294)

(人) 学年別不登校生徒数（全日制）



(人) 学年別不登校生徒数（定時制）



(3) 高等学校における理由別長期欠席者数

	在籍者数(人) (A) (令和3年 5月1日現在)	長期欠席者(人)											(2) 不登校生徒 の割合 (%) (B/A×100)
		(1) 理由別長期欠席者数(人)											
		病気	経済的理由	中退	原級留置	不登校(B)			新型コロナウイルス の感染 回避	その他	合計		
うち、90日 以上欠席し ている者	うち、出 席日数が 10日以下 の者					うち、出 席日数が 0日の者							
全日制	54,869	269	2	549	160	38	97	14	6	36	64	920	1.00
定時制	2,476	91	14	587	106	24	214	61	10	0	18	710	23.71
合計	57,345	360	16	1,136	266	62	311	75	16	36	82	1,630	1.98

(4) 不登校生徒への指導結果状況

区分	全日制		定時制	
	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する(できる)ようになった生徒	305	55.6	179	30.5
指導中の児童生徒	244	44.4	408	69.5
計	549		587	

(全日制)

内訳	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐ	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐ	入学、転編入学、進級の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あ		無気力・不安
主たる要因		0	56	5	46	46	10	12	42	10	15	7	43	220	37
主たるもの以外にも当てはまる要因		0	16	6	58	37	11	5	11	2	15	2	16	34	
計		0	72	11	104	83	21	17	53	12	30	9	59	254	37

(定時制)

内訳	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐ	教職員との関係をめぐ	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐ	入学、転編入学、進級の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あ		無気力・不安
主たる要因		0	22	2	11	11	0	3	69	26	12	9	143	199	80
主たるもの以外にも当てはまる要因		0	16	4	2	2	1	1	23	18	16	11	12	68	
計		0	38	6	13	13	1	4	92	44	28	20	155	267	80

4 高等学校の中途退学者

(1) 中途退学者数及び中途退学率

(割合：中途退学者数／生徒総数、計と高校進学率は、通信制を除いたものである。)

年 度		29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
全日制	人 数	441	544	429	404	484	417
	割合(%)	0.68	0.85	0.68	0.67	0.84	0.76
定時制	人 数	308	424	309	260	192	231
	割合(%)	10.5	14.6	10.7	9.0	7.3	9.3
計	人 数	749	968	738	664	676	648
	割合(%)	1.10	1.45	1.10	1.05	1.13	1.13
本県高校進学率(%)		95.7	95.1	94.5	94.2	93.5	92.9
全国中退率(公立)(%)		1.3	1.3	1.1	1	1.0	
通信制	人 数	28	31	39	35	38	37
	割合(%)	2.2	2.4	3	2.64	2.86	2.79

(2) 中途退学の理由

(全日制)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	2	70	89	5	0	4	0	3	173
2年	2	41	69	4	0	4	1	3	124
3年	0	15	35	5	0	1	1	0	57
単位制	1	32	19	1	0	2	5	3	63
計	5	158	212	15	0	11	7	9	417
割合(%)	1.2	37.9	50.8	3.6	0.0	2.6	1.7	2.2	100.0

(定時制)

	学業不振等	学校生活・学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	0	22	9	0	0	1	0	1	33
2年	0	8	5	0	0	2	2	4	21
3年	0	3	3	2	0	2	4	2	16
4年	0	1	0	0	0	0	1	0	2
単位制	1	67	66	4	2	0	7	12	159
計	1	101	83	6	2	5	14	19	231
割合(%)	0.4	43.7	35.9	2.6	0.9	2.2	6.1	8.2	100.0

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋
静岡県公立特別支援学校の実態

(特別支援教育課)

県内の公立特別支援学校数及び児童生徒数

学校数	(内分校数)	児童生徒数
38校	(13校)	4,945人

いじめの状況

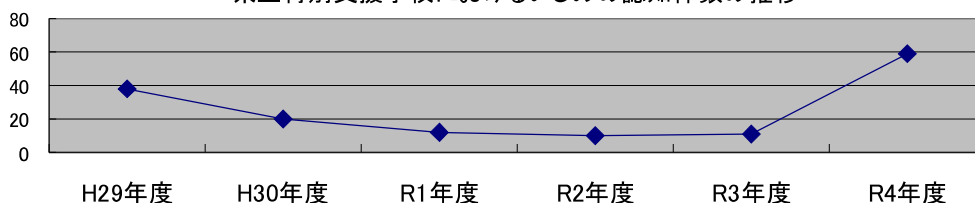
(1) 特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義
いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

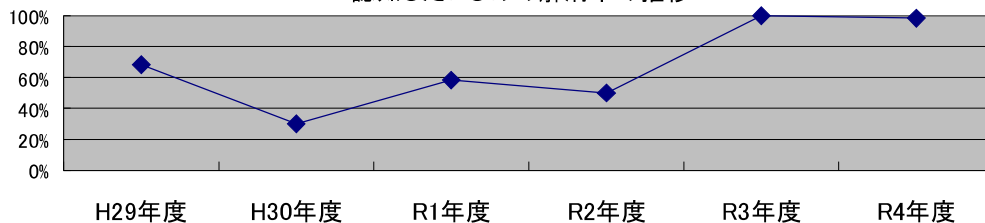
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
認知件数	38	20	12	10	11	59
解消率	68.4%	30.0%	58.3%	50.0%	100.0%	98.3%

(件)

県立特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移



認知したいじめの解消率の推移



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
解消している	7	5	11	58
解消に向けて取り組み中	4	5	0	1
その他（他校へ転学等）	1	0	0	0

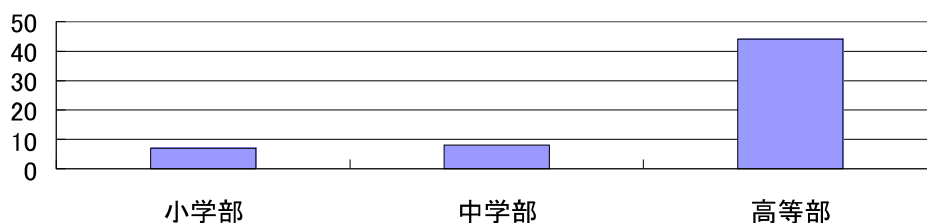
(3) 学部別いじめの認知件数

(件)

	小学部	中学部	高等部
R3年度	0	3	8
R4年度	7	8	44

(件)

学部別いじめの認知件数



特 1

(4)いじめ発見のきっかけ (件)

	R3年度	R4年度
学級担任が発見	0	4
学級担任以外の教職員が発見	3	3
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	6	44
本人からの訴え	0	4
本人の保護者からの訴え	2	1
他の児童生徒からの情報	0	2
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	0	1
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	11	59

(5)いじめの態様 (複数回答可) (件)

	R3年度	R4年度
冷やかす、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	4	25
仲間はずれ、集団による無視をされる	1	3
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	1	21
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	1	1
金品をたかられる	2	0
金品を隠される、盗まれる、壊される等	0	5
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	2	0
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	1	4
その他	0	5
計	12	64

(6)学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	27	71%	33	87%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	11	29%	22	58%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。	32	84%	32	84%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	25	66%	26	68%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	31	82%	31	82%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	17	45%	21	55%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、の理解を得るように努めた。	35	92%	35	92%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	3	8%	2	5%
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	9	24%	7	18%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	24	63%	24	63%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	32	84%	31	82%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	38	100%	38	100%

(7)いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

	R3年度	R3実施率	R4年度	R4実施率
アンケート調査の実施	36	95%	35	92%
個別面談の実施	25	66%	20	53%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	18	47%	12	32%
家庭訪問	4	11%	2	5%
その他	1	3%	2	5%